

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和2年3月18日（水）午後1時 議場

出席委員（9名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 奥 岩 浩 基 国 頭 靖 戸 田 隆 次
尾 沢 三 夫 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】 辻部長 永瀬防災安全監

〔防災安全課〕 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 大塚調整官
戸崎危機管理室係長

【福祉保健部】 景山部長

〔健康対策課〕 清水課長 仲田課長補佐兼健康企画担当課長補佐

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 田中庶務担当主任 安東議事調査担当主任

傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 岩崎議員 遠藤議員 岡村議員 門脇議員 又野議員
渡辺議員

報道関係者2人 一般4人

審査事件及び結果

陳情第60号 島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等がPAZ圏内の住民同様に被ばくしないで避難できる具体的な対策を求める陳情 [不採択]

陳情第62号 原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」はより低い値を設定するように国への意見書提出を求める陳情 [不採択]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○稲田委員長 それでは、ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、11日の本会議で本委員会に付託されました陳情2件の審査を行います。その後、執行部から報告を1件受けます。

初めに、陳情第60号、島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等がPAZ圏内の住民同様に被ばくしないで避難できる具体的な対策を求める陳情を議題といたします。

本日は、参考人として、陳情提出者、原子力防災を考える県民の会の新田ひとみ様にお

越しいただいております。

それでは、新田様に御説明をいただきたいと思います。説明はわかりやすく簡潔にお願いいたします。なお、説明は座ったままでお願いいたします。

新田さん、どうぞ説明ください。

**○新田氏（参考人）** 新田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは陳情の機会をいただいたこと、本当にありがとうございます。皆様にきちんと説明できるようにしたいと思います。

この陳情は、島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦などがPAZ圏内の住民同様に被曝しないで避難できるための具体的な対策を求めるという内容です。先ほど委員長さんからも言っていただきました。

原発事故による避難は、放出される放射能からの被曝を避けることが目的です。特に、被曝の影響を受けやすい子どもは、家族にとっても、地域にとっても、最も守りたい存在です。その意味で、子どもを被曝から守ることができなければ、避難計画の実効性があるとは言えないのではないかというふうに思います。

島根原発事故に対応した避難計画では、原発からおよそ5キロメートルのPAZの地域住民と、5から30キロメートルのUPZの地域の住民にとってでは、避難の仕方がかなり違ってきます。PAZ圏内の住民の場合は、原発に異常があれば放射性物質が放出される前に、事前配布された安定ヨウ素剤を持って、すぐに避難するよう指示が出されます。一方、UPZ圏内の場合は、原発から放射性物質が放出されるまで屋内退避をして、プルームと呼ばれる放射能の雲に覆われてからやっと避難開始になります。屋内退避のほうが被曝する量が少ないという考えもありますが、それは福島第一原発事故時と同様に、原子炉の状況や気候条件により変化するため、実際にはそのときになってみないとわからないことも多々あると思います。やはり、乳幼児や妊産婦だけでも事態が深刻になる前に優先的に避難させてほしいと思います。

今回の陳情では、できる限りPAZの住民同様に被曝しないで避難できるような具体的な方法を市に求めています。もちろん、国の指針と異なる部分については、すぐに計画に入れるのは難しいかもしれませんが、市民の命を守るという立場から、できることから具体的に検討してほしいと思います。現に、市民の声に応じて、国の指針も変わりつつあります。小泉進次郎原子力防災担当相は、2月4日に記者会見で次のように言いました。

住民の健康を第一に考えて、5キロメートル、30キロ圏内、いわゆるUPZにおいても、緊急配布の負担を考慮した場合、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される住民等に対して、既に一部の自治体では実施されていますが、安定ヨウ素剤の事前配布の取り組みを推進することにしました。また、従来の事前配布方式に加えて、町村役場や保健所などの公共施設における保健師等による事前配布、これも推進していきますと述べました。

チェルノブイリでは、事故10年後に生まれた子ども達に放射線による健康障がいがあったことが報告されています。白血病とか慢性病です。また福島では、2019年度までに206人の甲状腺がん、あるいは甲状腺がんが疑われる方がいると報告がされています。一時集結所に行くまでに被曝することになります。低線量被曝でも発がんに影響するという論文もあります。本日提出させていただきました資料を見ていただくとわかると思いま

す。

安定ヨウ素剤の服用は、子どもに影響が出やすいと言われる小児甲状腺がんを防ぐための唯一の方法です。事前に配布してあれば、副作用についても丁寧な説明を受けることができ、いざというときには無用の被曝をせずに持って避難することができます。現在の避難計画では、自家用車で避難する9割の住民が安定ヨウ素剤を受け取るのは主として避難退避時検査会場になっています。ということは、そこまで行って初めて安定ヨウ素剤を手にとるということになります。けれども、現時点において、そこで説明を受けて配布されるための体制はまだできてません。実際にまだ避難訓練等もされてませんので、そこがまだ具体的になってません。実際に立ち寄ることになれば、放射線の測定や除染の場所以外にも、駐車場や人員の確保をする必要があります。副作用についての丁寧な説明や健康チェックはできないでしょう。乳幼児や妊産婦を被曝させないで優先的に避難させたい、守りたいという思いは多くの方々の願いであり、思いであると思います。避難計画の実効性を高めるためにも、現在の配布率をPAZ圏内の住民のものに近づけていくことから検討していただければと切に願います。

以上で陳情を終わらせていただきます。陳情の説明を聞いていただきました、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

**○稲田委員長** 参考人による説明は終わりました。

これより、参考人に対する質疑を行います。質疑はございませんか。ないですね。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光委員、又野議員に説明を求めますが、その前に確認で申し上げます。昨年11月26日の議会運営委員会で、以下の内容が確認されております。陳情審査において、提出者である参考人が出席して説明する場合は、陳情賛同議員の説明は賛同理由のみとするとなっております。今回それに当たりますので、この点に留意して賛同議員は説明をお願いいたします。

始めに、土光委員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。この陳情の趣旨は先ほどありました。要は妊産婦、乳幼児、被曝をしないで避難をできる、そういった方策を考えてほしいということで、これ、ぜひこの陳情を採択して、そういった方策、この陳情の中でもそういった方策のヒントはあると思いますので、議会とか当局、そして市民も交えて、そういったよりよい方策を一緒に考えていくことができると思いますので、ぜひこの陳情を採択していただきたいと思います。

**○稲田委員長** 次に、又野議員。

**○又野議員** そうしますと、私からも賛同理由、簡潔に述べたいと思います。

原子力規制委員会も、年齢が低いほど放射性ヨウ素による内部被曝の健康影響で甲状腺がん等の発症のリスクが高くなるとして、安定ヨウ素剤の配布を優先すべき対象を妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者というふうにしています。しかし、今の避難計画では、乳幼児、妊産婦等は優先的な避難の対象となっているだけで、実効性があるとは言えない状況だと考えます。陳情にあるように、5キロ圏内の住民の避難とあわせて、5キロ圏外の乳幼児、妊産婦も避難できるような計画にするとか、安定ヨウ素剤の事前配布をもっと積極的に進めるなどの対策をとるべきだと私も考えますので、陳情の採択をするべきだと考

えます。以上です。

**○稲田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

これより、まずは賛同議員お二人に対する質疑がありましたらそちらからお願いいたします。

賛同議員に対する質疑はございますか。ないですね。

ほか、質疑はございますか。

石橋委員。

**○石橋委員** 当局に対しては後ですか。

**○稲田委員長** いや、ここです。

**○石橋委員** ここですか。それでは、タイミングよく配っていただいた鳥取県の原子力防災のパンフがあるんですが、この中にも乳幼児や妊産婦等は優先的に避難をとというふうにきっちり書いてあります。しかし、今考えられているのはバスに優先的に乗車するということかなというふうに思うんですが、それ以外に今何か計画をお持ちでしょうか。今検討してることとかありますか。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 現在、市のほうで考えているところということでございますけども、委員のとおり、バスへの優先乗車であったりとか、あと安定ヨウ素剤の優先配布、そういったところを定めておきまして、市の避難計画におきまして、妊産婦、乳幼児、そういった方については優先的な配慮を行うと定めているところでございます。

**○稲田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 5キロ圏内、P A Zの方は放射能が放出する前に逃げるっていう規定があるんですが、30キロ圏内、5キロより外の30キロ圏内は、放出をしてから逃げるということにどうしてもなります。それで、屋内退避っていうのが有効だというふうに書かれてはおりますが、幾らコンクリート製の建物であっても完全に遮蔽することはできませんし、プルームが来た場合はやっぱり防ぎ率がとても低くなっています。そういう意味で言うところの危険性が……。

**○稲田委員長** 石橋委員、質疑でしょうか。

**○石橋委員** はい。危険性が一番高い人たちっていうのは先に逃げるような計画っていうのが欲しいと思うんですけど、この前もどなたかが質問しとられたんですけど、要するに人の助けの要るような人、重症の病気の人とか、そういう人たちを安全に逃げてもらうっていう政策とあわせて、この乳幼児の妊婦とかの優先的な避難っていうのをこれから何か具体化していくというような検討会議とかいうのはないんですか。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 今後の検討ということでございますけども、まず、市のほうのこの原子力防災に関する考え方でございますが、これは国の定める原子力災害対策指針というものに基づいて行っておりまして、この中でもP A Z、5キロ圏内と、U P Z、30キロ圏内の扱いというのは明確に分けられているわけでございます。

P A Zにつきましては、予防的な防護措置を準備する区域ということで定められておりまして、放射性物質が放出される前から、予防的に避難することを基本として考えるべきとされているところでございます。

一方で、UPZといたしますのが、緊急防護措置を準備する区域ということで定められておきまして、放射性物質の吸入による内部被曝のリスクをできる限り低く抑えるということであったりとか、避難行動によって逆に危険が及んでしまうような可能性、そういったところを踏まえて、屋内退避が有効であるということも国のほうの考えとして示されているところがございますので、そういったところも踏まえながら、原子力防災の考えにつきましては、こういったところを踏まえて今後も考えていきたいと思っているところがございます。

**○稲田委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 加えて補足でございますけれど、原子力防災にかかわらず、要配慮者に対する避難をどう助けていくかっていう考え方につきましては、今も結成を支援しております自主防災組織でありますとか地域とのつながり、そういったものを一般防災の訓練等々をこれからしていく中で、やはり原子力防災のときにもそういった力が発揮できるように市民の皆様の御協力をいただきたいと思ひますし、市としてもそういった地域での取り組み、あるいは社会福祉施設の取り組みとか、そういったものを支えていくことを考えていきたいと思っております。

**○稲田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 安定ヨウ素剤のこともあります。鳥取県の片山知事、この間県議会でもヨウ素剤の配布の仕方はちょっと検討すると、保健所で渡せるようなことを考えるようなことをおっしゃっていました。

**○稲田委員長** 訂正されますか。片山知事と先ほど発言されています。

**○石橋委員** ごめんなさい。平井知事です。申しわけありません。間違えました。

平井知事がそんなふうにおっしゃっておりました。この安定ヨウ素剤については、今具体的な検討は何かされてるんでしょうか。

**○稲田委員長** 清水健康対策課長。

**○清水健康対策課長** 安定ヨウ素剤の配布について、今具体的な方策というのは考えておりませんが、一昨年、昨年の周知方法とかアンケート結果を踏まえまして、次年度行うときには周知方法とか努めていきたいというふうには考えているところがございます。

**○稲田委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 今委員御指摘の点は、平井知事の発言に関する部分だと思ひます。

補足させていただきますと、それについては県の担当部局のほうから福祉保健部のほうに、そういった知事の発言があったということの連絡が入っているということは承知しております。ただ、具体的にそのことによって今後どうするのかっていうことの協議はこれからだと思ひます。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほか、質疑はございますか。

土光委員。

**○土光委員** 石橋委員とのやりとりで、今の避難計画で、この乳幼児、妊産婦に関して、優先的な避難をするというのは書かれています。その具体的なということで、今の答弁ではバスへの優先的な乗車、もう一つは安定ヨウ素剤の優先的な配布というのを上げられました。まず、バスの優先的な乗車をする、なぜ被曝は低減されるのですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** バスを利用される方、全体の一定の方でございますけど、その人数を考えたときに、年齢、いろんな世代の方が当然一時集結所に向かってこられると思います。その際の優先順位として、そういった乳幼児、妊産婦等を配慮として優先しましょうということで、バスが何台も何台も続けて来ますけど、その最初のほうのうちに優先して乗車してもらおうという意味でそういった配慮のことを想定はしております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、少なくとも今の計画では、空間線量が一定量になってから避難する、これは妊産婦も同じような条件で避難開始することになっていると思います。もちろんバスが何台も何台もあって、最初に妊産婦を優先的に乗せて、最初にバスに乗る、それはそれなりにわかります。ただ、実際の状況になってみないとその状況わかりませんが、少なくとも防災訓練を見る限りは、バスが3台、4台、最初に乗ろうが後に乗ろうが発発するのはほぼ同時で、余り意味がないというふうに私は思っているのですが、いかがですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 委員おっしゃるとおり、実際に起きてみないとわからない部分も当然あるんですけど、これは配慮という言葉があらわしておりますように、多数人が集まったときに優先的に、要は30キロメートル外に少しでも早く出るということ、そのときの避難指示の内容によって恐らく判断すべきだと思いますけども、いずれにしても一定、20マイクロシーベルトですか、それ以上になったときに一時移転、あるいは避難行動に移すっていうことになっておりますので、PAZ、その中で、指示を受けた方々の中でも配慮としてそういった乳幼児あるいは妊産婦等を優先すべきという国の考えに従って、米子市としてもそういうふうに捉えているところでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** もう一つ、安定ヨウ素剤を優先的に配布するというふうに言われました。これ、具体的にどういうふうに優先的にということなのですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 先ほどのバスに乗るところのお話と同じような内容になってくるかと思いますが、やはりたくさんの方が取りに来られるかと思いますが、その中でも、そういった来られた方に対して順次配布ということになるかと思いますが、その中で優先的に乳幼児、妊産婦、そういった方に配布をしていくということで考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ただ、安定ヨウ素剤は来た人に順次配布というふうにはなってないですね。なぜかという、まず安定ヨウ素剤の説明をして、問診票を書いてもらって、それで大丈夫の方は配る。説明のときは当然、順次来た人、一人一人順次でやるわけではなくて、ある一定の人数がそろった時点で説明して、問診票を書いてもらって、配る。だから、それは特に妊産婦を優先というのは事実上ないんじゃないかと、そういう状況の中でどう優先するのか。実際そういったことは、少なくとも訓練を見る限りはそういった視点からの訓練はされていないと思いますけど、いかがですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 確かに委員がおっしゃるとおり、現状の配布の方法といたしまして、来られた方に問診票を書いていただいて、安定ヨウ素剤に関する説明を受けていただいて、その上での配布という形をとっております。

例えば、説明を受けていただいたりだとか、そういうことをするタイミングで来ていただいた順番によって、例えば最初のグループを最初に説明を受けていただいて、それが終わり次第次のグループの方に説明を受けてもらってとか、そういったような取り扱いになるかと思えます。ですので、そういったところで、例えば乳幼児の方については、後で来られた方についても最初のグループに回って説明を受けていただくとか、問診票を記入していただくとか、そういったような取り扱いを考えるべきかと思えます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 一応わかりました、今の説明。

それからもう一つ、この陳情の文章の中でこういった記述があります。これは陳情の②安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用する機会の違い、この文章の6行目、こう書いてます。「事故の混乱の中で一時集結所や避難退域時検査場まで取りに行くことは難しく、服用のタイミングは遅れます。」というふうに書いているのですが、これは同じ認識でしょうか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 確かに事故の混乱の中でとりに行くというところで、もちろん混乱が発生しないということは言い切れないかと思っております。鳥取県の地域防災計画、そして米子市の地域防災計画のほうにも、GE、放射性物質が放出される前の3つの段階がある中の最後の段階なんですけども、そちらのほうに入った段階で事前の緊急配布を始めるといったような記載がありますので、そういったところを踏まえながら、早目の配布ということも検討していく必要があると考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと最後のところ、GEという、これハンドブック見ると全面緊急事態、これはまだ放射線による影響が起きる可能性が高いときということで、まだ出てない、このときに安定ヨウ素剤を緊急配布をすとかということが計画上あるのですか。

○**稲田委員長** 5ページですね。

戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 防災計画の中に、そのように時系列で定めているものです。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これ、例えば今、訓練なんかやられているのは、一定線量になって、住民が一時集結所に来て、そこで説明、配布、それをその前に、つまり住民が屋内退避をしてる段階で緊急配布をするというのは、各家というか、配りに行くということですか。何かこの辺のところがよくわかりませんが。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 安定ヨウ素剤につきましては、委員も御承知かと思うんですけど、一時集結所のほか学校等々に備蓄をしておりますので、その場所を直接使うのか、あるいは

はそこから一定の者を動かして、なるべく3つの経路で避難退域時検査会場とかに行くこととなりますので、そういったことも想定しながら、事前に配布するのが屋内退避にこれからなるよってという前の段階でどこに用意するのかっていうのは、当然実際にそういう事態が発生したときに対処していかなければいけない事項となります。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** その事前の配布という意味がわかりません。つまり、まだ避難開始していない、少なくとも屋内退避、家にそれぞれいる場合に、事前に配布というのは、普通に考えると各家に配布しに行くみたいなイメージを持ってしまうのですが、それは多分常識的にできないと思います。

今言われたのは、備蓄してる、今、米子市は一時集結所とか、それぞれきちんと備蓄はしてると思います。それから小学校とか、もともと大規模に備蓄してる場所もあるから、それを配布場所に持っていくという意味で事前配布という言い方をしてるんですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 事前配布っていうのは、先ほど事前の緊急配布っていうふうに担当申し上げたと思います。その事前っていうのは、あくまで放射線物質放出前の段階の事前という意味で、あくまで配布の種別としては、日ごろ我々が毎年やっております事前配布ではなくて、緊急配布に該当します。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、どうやって配布するんですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** これは、やっぱり先ほど申し上げましたけど、安定ヨウ素剤っていうのを備蓄しておりますので、その備蓄してる場所を中心にどこで配りますよっていうことを、その事態が、放射性物質放出前に判断して市民にお知らせしながら、配布場所を決めた上で市民にお知らせし、とりに来ていただくと、そういった形になろうかと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だからイメージとしては、線量が上がって配布というのは、各公民館とか、学校とか、そこに住民が集まって、そこで配布というか、する。今言ってる緊急配布というか事前配布というのは、そういう場所ではなくて、放出する前に市民に、今ならここに来れば渡すことができますよっていうか配布できますよというお知らせをして、そこにとりに来てもらうという、そういうことなのですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 具体的にどこどこっていうのは今確実に決めたものはないんですけども、基本的には備蓄してある場所っていうのがありますんで、そこを基本に皆さんにどこに来ていただくかっていうことを決めた上で配布をできる環境をつくると、そういった想定に計画はなっております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そういった想定だとしましょう。そのときに、どうやって乳幼児とか妊産婦は優先的にというふうにするのですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** これは先ほど担当のほうが申し上げましたけども、一定の場所に年代

関係なく人は来られるわけですから、それについての配慮をどのようにするかっていうのは先ほどの御答弁と同様に、グループの中で優先的に、来られた順番ではない優先をしていくっていうことは、配慮として考えていかなければいけないというふうに思っております。

○**稲田委員長** ほか。

中田委員。

○**中田委員** 先ほど冒頭で、説明の中身の中でP A ZとU P Zの、要は予防的な措置をする範囲と、それから緊急防護措置をする範囲は明確に分かれているというお話がありました。この明確に分けてあるところをもう少し詳しく、なぜそういうふうに明確に分けてあるのかとか、分かれている部分について説明がいただければと思うんですけど。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** P A ZとU P Zが明確になぜ分けられているのかというところですけども、国のほうの定めによって分かれているところではございますが、やはりリスクの大きさ、やはり5キロ圏内ということであれば、原発で何か事故があった際にすぐに放射性物質届いてきてその影響受けてしまうということがあろうかと思えます。一方で、U P Zの5キロから30キロ圏内のところでありましたら、放射性物質が流れてくるまでの時間もP A Zに比べて猶予があると考えられること。

そして、P A Z、5キロ圏内につきましては、もう原発が危ないという状態になった際に全ての方が避難ということにはなるんですけども、U P Zにつきましては、放射性物質が放出されたからといって必ずしも全員が避難する、避難が必要になる事態になるとは限らない、その後の放射性物質による放射線のモニタリング結果等を参考にした上で避難、一時移転、そういったことを決めるということになりますので、そういったところから5キロ圏内、30キロ圏内の扱いの違いが出ているところかと思われます。

○**稲田委員長** よろしいですか。

中田委員。

○**中田委員** 福島のとときの大体起きたこと、後で分析されたことなんかはかなりこの判断にも影響していると思うんですよね。実際にはどんだんだんだん範囲が、そういう順序のタイミングのことも、後々あのときは問題になりましたよね。例えば、プルームが質量の重たいものから近くに既に漏れ始めているような状況から始まって、5キロ圏内のところの近くの位置づけと、それから、言ってみれば範囲を広げることによって対象人口が一気にふえていくっていう流れの中で、必ずしもプルームの影響っていうのは定量的に全体を一定量で覆うものではなくてというようなことから含めて、その実測値っていう考え方も今は出てきていると思うんですよね。そういったこともやっぱりこの判断の中には影響というか、参考にされているようなものと考えていいんでしょうかね。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 国際的な考え方から、基本的にはU P Zでの取り扱いっていうのが恐らく国際基準だろうと思うんですけど、委員おっしゃるように、P A Zの取扱いは特に福島での教訓っていうものを大いに参考にされた結果、国のほうで判断されて、そういったP A ZとU P Zの避難に対する考え方っていうのが異なっていて、というのは委員おっしゃるとおりだと思います。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほか、質疑ございますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて意見をお一人ずつお願いいたします。

初めに、土光委員。

**○土光委員** 採択するを主張します。

もちろん、今の避難計画は基本的に国の考え方に沿ってというのは、それはそうだと思います。ただ、そういった考え方に沿ってる避難計画の実情を見ると、やはり乳幼児とか妊産婦がある程度の被曝は避けられない形の計画であるというのは、それはもう事実だと思います。これは被曝を限りなくゼロにする、もしくはゼロにする、そういった方策というのは私はあると思うので、それは例えば国はそこまでそういう考え方を示していないとしても、それこそ地元である私たちが妊産婦、乳幼児の被曝というのは基本的にゼロになるような避難計画をしたいという意思を示せば、国をそれなりに、動かすことができると思います。例えば、安定ヨウ素剤の事前配布にしても、国は当初、UPZには事前配布はしなくていいとか、例えばしても予算措置しないとか、非常に消極的な考え方でした。それを地元のいろんな自治体が声を上げて、今はUPZの事前配布も判断でやることに、やればいいのか、そういうふうに国を動かすことができると思いますので、そういった意味でこの陳情を採択して、具体的に何ができるかというのを議論して、できることはするとか。できることはこの陳情書に書いてます。できることあると思います。1つは安定ヨウ素剤。乳幼児、妊産婦は事前配布をきちっとすればいいわけです。これは実行可能なことだと思います。それから、避難計画で今は段階的避難です。一定の線量になってから避難、どうしても、幾ら優先的にバスに乗せようが、優先的に安定ヨウ素剤配ろうが、被曝は一定程度避けられません。だから、被曝のタイミングを、これは簡単にはできることではないかと思いますが、被曝のタイミングを妊産婦、乳幼児に関しては線量が上がる前、つまりPAZの考え方です、その段階でその人たちは逃げるといふような計画は立てようと思ったら立てることができると思います。そういったことをきちんと議論してやっていきたいということで、ぜひ採択を主張します。

**○稲田委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** 私もこの陳情には採択ということで申し上げます。

理由としましては、乳幼児と妊産婦ということですが、陳情には等って書いてあります。私は、この資料3で安定ヨウ素剤の頒布、服用に当たって、原子力規制庁が出しておりますけれども、服用を優先すべき対象者っていうのは、妊婦、授乳婦及び未成年。特に書いてありますけれども、年齢が18歳未満の者は成人の3倍の被曝の可能性が高まるということでもあります。さらに、6歳未満の乳幼児は、チェルノブイリ原発事故の調査によつて、余計に多いということが報告されておりますし、こういった年齢については、より積極的に事前配布なりしておくというのが適当なんじゃないかなと思っております。一番最後に規制庁も書いておりますけれども、なお、妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年の保護者等は、一般的に薬剤服用に対する抵抗感を持っていると考えられるため、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であることを周知する必要があるとも言っておりますので、この対象年齢の保護者等に対しても、しっかりとこのあたりを周知すべきだと思っております。

ます。そして、配布も含めて検討すべきであると思っておりますので、今後、この陳情を機に、こういった考えをもとに配布のほうも検討していかれてはどうかと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 不採択でお願いしたいと思います。

理由ですけれども、今までのやりとりの中でも出ておりましたけども、P A Zの即時避難というところと、U P Zにおける防護措置の考え方というのがそもそも違う中で、U P Z内にいらっしゃる乳幼児、また妊産婦等の対策っていうのが可能なのかっていったら、まずそこが無理なんじゃないかなというふうに考えております。ですが、陳情者の皆様の、乳幼児または妊産婦等の方々へいかに被曝を起こさない環境、また安定ヨウ素剤を確実にいいタイミングで服用していただけるのかというような環境を整えていくということにつきましては、県や市に安定ヨウ素剤の服用も含めて、また正しい知識、時を外してしまっただけではいけないということであるとか、プルームの拡散についても気象状況によって十分に想定し切れるものではないわけですので、そのときに移動するというその危険と、屋内で待機するというところがどの程度安全性が確保されるのかというような、正しい状況のほうを発信していくということについて市や県に求めていくものであって、この陳情はずっと聞いてますと、タイトルどおり被曝しないで避難できる具体的な対策を求めていらっしゃる陳情ですので、少し質疑の内容がずれていたように思います。陳情のタイトルを素直に受けとめまして、私はこれはお受けできない、不採択ということによりよろしくお願いいたします。

**○稲田委員長** 次に、石橋委員。

**○石橋委員** U P ZとP A Zは違うんだということで、5キロ圏内は影響が大きいし、U P Zのほうは時間的には余裕があると言われましたが、その余裕の部分っていうのは、今の計画ですと屋内退避ということになります。いずれにしても、U P Zは、原発事故があったときには被曝をするということになります。皆さん、被曝をするまで平気なんでしょうか。被曝したくないって、なるべくしないようにしたい、しかも未来のある子ども、影響の受けやすい子どもや妊婦さんに対しては、できるだけいい条件でちゃんと逃がしてあげたいっていう、これはね、すごい当たり前の感覚じゃないでしょうか。こういう妊婦さん、子どもが優先的に逃げられるような計画、そして要配慮者、要介護状態だったり病気だったり、そういう人たちもちゃんと逃げられるような具体的な対策を一つ一つ立てていけば、避難計画というのは実効性があるものになるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひこの陳情は採択して、安定ヨウ素剤、これも事前配布ですとちゃんと説明をするっていうこともできます。

福島で聞いてきたところでは、備蓄してあってもそこまで行けなかったとか、連絡が届かなかったとか、市や町によってはヨウ素剤を飲みなさいという指示も出せなかったという話も聞いております。本当に大混乱の中で、大変な状態の中で、ちゃんと時間に間に合うように、時間以内にちゃんと飲めるのかどうかっていうのはすごく難しいところです。それを解決するためには、やはり事前配布の徹底じゃないかというふうに思いますので、そういう意味でも、この陳情はぜひ採択していきたいというふうに思います。

**○稲田委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択でお願いいたします。

理由といたしましては、先ほど中田委員も質問されてたんですが、P A ZとU P Zに関しましては、そもそもの考え方が違うということは皆様御承知のところだと思いますが、そこに関して同様な避難対策をすることが適切だとは考えづらいところがございます。

また、U P Zの住民の方が現状の原子力防災計画に沿って避難をされた場合に、被曝を避けることができませんというような説明文があるんですけど、そういうふうにならないように災害計画を立てておられると思いますので、U P Zに関しましては、万が一被曝の可能性が出た場合にこういった計画を立てて避難準備、そしてその後の対応をしますよというところですので、そのあたりにつきましてはちょっと賛同しかねるところでございます。

また、今後につきまして、当委員会でも避難訓練等の実施と報告、そしてその検証の報告も受けておりますので、今後本市におきましてもそのあたりにところは順次アップデートされていくところだと思いますし、必要に応じて国、県、また他市町村さんとも連携してそのあたりはアップデートされると思いますので、少し話はそれましたが、以上の理由から不採択とさせていただきます。

**○稲田委員長** 次に、尾沢委員。

**○尾沢委員** 同じく採択しないと、不採択でお願いしたいと思います。

P A ZとU P Z、おのずとやはり、それなりに距離的なものが違いますし、本陳情で、事故時の避難の際ということになりますが、これは大変緊急な状況の中で、やっぱり全体的な計画がきちっと守られることが被災を抑えていくことになるだろうというふうに思います。我々の知識としては、屋内の避難というのが最も有効であるというふうに私たちは考えていますので、今ここで、この陳情に対しては採択をしないということをお願いしたいと思っております。

**○稲田委員長** 次に、戸田委員。

**○戸田委員** 先ほど来、今の話が出ておりますように、P A ZとU P Z、これは皆さんも御承知だと思うんです。P A Z、予防的防護措置を準備する区域。U P Z、おおむね30キロと緊急時の防護措置を準備する区域というような、いわゆる区分けがされておるわけです。

それで私、この陳情があつて、改めて県が定めました原子力の防災ハンドブックをまた検証してみました。そうした中で、今の先ほども尾沢委員さんがありましたように、まずこういう災害が起きたときの対応というのは、屋内退避というような形が出ております。そうした中で、今の安定ヨウ素剤の服用というのは、今のいつ、どこで飲むのというような形で示されていますが、服用は国の原子力規制委員会が判断してというような記述もあるわけですので、そういうふうなことをきちっと踏まえていかなければならないのではないかなというふうに私は思っております。このハンドブックについても、そういう多角的な見地から作成されたとは思っておりますので、このたびの陳情については採択しないということを主張したいと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私も、まず結論的には採択しないです。

といいますのは、理由としては、先ほども私、P A ZとU P Zの明確に分かれとる理由

もちよっとお聞き、あえてしたんですけれども、私も幾つかの論文は読んでみました。医学論文も含めて。それで、特にこの原子力災害の過去の経験で、福島のとときの経験のところを読んでみると、当時の事故発生後に、あそこでは3キロ圏内の避難指示を最初に出してはるんですけども、その当日の21時23分って書いてありますけど、そのところで3キロ圏内出した後に、順次、翌日の朝5時44分に半径10キロメートルに拡大をして、それでさらに18時25分には半径20キロ圏内に拡大してって、どっどっどっど短時間で拡大したことによって対象人口が急速に広がっていったということから、かえって被曝者をふやしたという結論的なことも書いてあります。

それともう一つは、放射性プルームが、私が読んだ解釈なんですけど、一定量が、さっきも言いましたけども、同じ定量的に同心円状に広がるわけではなくて、非常に濃いところがあったり、ばらつきがある中で広がっていくということで、言ってみればこの避難計画のUPZの部分については、初期で発生する濃い、言ってみれば放射性として濃い危険なプルーム状態が通過するのを待つようなタイミングのようにそこから読み取れます。要するに、その段階をやりすごして、ここが一番リスク的に今がタイミングだというようなときに避難を促進するというような、対象人口が多いところでは。そのために実測値も計測しながら、どこがどのタイミングで逃げるのかということをやっていくんだらうというふうに私は読み取らせていただきました。そういうところから考えて、対象人数の範囲をふやしたときに、ここを出ている乳幼児だけを逃がすということは、その後の生活上、余り考えられない。妊産婦についても、単独で妊産婦だけをその地域から避難させて、避難所生活とか、その後に始まる生活におけるリスクとかも含めた社会的リスクとか経済的リスクも加味されて、どうやらこの計画は策定されようとしているというのが読み取れるわけですけども、そういった現実論的なことから考えると、必ずしもこのことが妊産婦や乳児をよりよい状態にするとは私は考えにくい。もっといろんなことを考慮して、その間の防護措置をどうするのかということやUPZ圏内に、例えば自宅待機してるにあってとしても、どのように安全防護を可能にして、どのように救出するのかとか、あるいは今話題になっている先ほどから出ている安定ヨウ素剤の配布方法とか、それからその時期だとか、そういった問題の伝達の仕方とか、いろんな課題はあるとは思いますが、それがただ避難を優先的に同じようにさせることがその人の最善策になるとは私は思えないということから、この陳情は、私は不採択ということなんです。

**○稲田委員長** 以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第60号、島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等がPAZ圏内の住民同様に被ばくしないで避難できる具体的な対策を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第60号について、委員会審査報告に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に確認していただきたいと思いますが、こちらでよろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 御異議ございませんでしたので、そのようにさせていただきます。

では、新田様、ありがとうございます。傍聴席のほうへ御移動ください。

次に、陳情第62号、原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」はより低い値を設定するように国への意見書提出を求める陳情を議題といたします。

本日は、参考人として、陳情提出者、えねみら・とつとりの山中幸子様にお越しいただいております。

それでは、山中様に御説明いただきたいと思います。説明は、わかりやすく簡潔にお願いいたします。

どうぞ。

**○山中氏（参考人）** 陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、陳情に資料1として添付した、平成30年10月17日付の原子力規制委員会の文書の2ページ目をごらんください。1番と書いてあるところに、原子力災害発生初期（1週間以内）の緊急時を対象に、原子力災害事前対策の策定において、参照すべき線量の目安、事前対策目安線量を設定するとしています。そして、その次の2と書いてあるところには、一般公衆の被曝がその水準以下におさまるように計画を立てることにより、原子力災害対策の基本的目標であるとしています。

私がこのことを最初に聞いたのは、鳥取県主催の原子力防災研修会においてでした。大変驚いたので、その根拠となるこの資料の存在を教えてくださいました。原発があることで、私たちが許容しているのは1年間で1ミリシーベルトですから、100ミリシーベルトとは一生かけて被曝する積算の量と同じです。幾ら緊急時であっても、1週間で100ミリシーベルトを許容させる避難計画では、放射線防護の意味がありません。

さらに、先ほどの資料に戻って、この3というところを見ますと、「事前対策めやす線量は、安全と危険の境界を表すものではなく」とか「被ばく線量がその水準を超えないことを求めるものではない」とも書いてあります。つまり、この値、100ミリシーベルトより高くなることさえ認めているという内容です。

では、それはなぜなのかというと、この同じ資料の3番目の3つ目の一番下の黒丸の部分に書いてあると思われます。「避難行動等、防護対策そのものの弊害を拡大する可能性がある」という部分です。恐らく、福島第一原発事故で避難する際に、病院の患者さんが多数亡くなられた問題を示していると思われます。確かに、死者が出るような苛酷な避難しかできない計画であれば、それは大変問題があります。でも、それならば市民として原子力規制委員会に求めたいのは、原発の適合性審査の条件として避難計画を入れて、高線量の被曝をしなければ避難できないような場合は、原発稼働の安全性を認めないという結論を出してほしいというものです。

100ミリシーベルトは低線量なので安全という見方があることも知っています。最近の原子力防災の講演会では、講師の方が100ミリシーベルトなら大丈夫とよく言われます。確かに、急性症状が出る確定的影響は少ないかもしれませんが、けれども、発がんリスクが高くなる確率的影響については、閾値がないというのが国際的な考え方です。講師の方は、100ミリシーベルトで0.5%のがんがふえるだけと説明されています。けれども、

近年では低線量被曝の影響はもっと高い発がん率であり、乳幼児や子どもは大人よりさらにリスクが高いことが多くの疫学的調査で明らかになりつつあります。

こちらの委員会にも資料で配っていただきました、低線量被曝で発がんに影響するとした論文という資料に幾つか例を書きましたが、近年の低線量被曝についての論文がこちらに書いてあります。それらは世界的に権威のある医学雑誌ランセットなどで発表されていますので、信頼できる結果です。例えば、CTによる子どもの累積被曝50ミリシーベルトで、白血病と脳腫瘍が3倍にふえるといった内容があります。

また、古い研究例としては、この一番最初に書いてある例なんですけど、例えば現在なら皆さんが皆知っているように、妊婦のおなかの中の胎児をレントゲンで撮影するということはほぼありません。それはアリス・スチュワートという研究者が、胎児のときにレントゲン撮影の回数が多いと10歳以下の子どもが白血病になる確率が高くなるということを示した結果です。

また、ある方はIAEAが定めたものだからと言われるかもしれませんが、今回の原子力規制委員会の文章の3ページ目、済みません、先ほどの資料1の3ページ目なんですけど、参考と一番下に書いてあります。①というのがあって、その文章が次の4ページ目にまたがっています。こちらをちょっとごらんいただきたいんですが、「通常は急性又は年間の実効線量20～100mSvの範囲で設定しなければならない。」と記載されています。これよると、20ミリシーベルトでもよかったのではないのでしょうか。実際、この参考レベルが決まるまでの経過で、この先ほどの資料1の一番最初のページにも会議の日程が書いてありますが、その中の平成30年7月18日の委員会の会議資料を見ると、原子力規制委員会の委員の一人である石渡明氏は、20ミリシーベルトが妥当との意見書を出して、次のように書いています。実際の福島第一原子力発電所事故の際に、年間20ミリシーベルトという被曝量を基準にして避難が行われ、住民の被曝量をその半分程度に抑えられたことを鑑みて、参考レベルの数値は、実効線量で年間20ミリシーベルトとすることが妥当であると考えてとしています。このたびの陳情書にも、福島第一原発の収束作業にかかわった方の19カ月間の平均実効線量が10ミリシーベルトであることを書いていますが、それから考えれば、私にとっては20ミリシーベルトでも、まだ高いと感じてしまいます。

また、100ミリシーベルトというこの値は、チェルノブイリ原発事故時に死者まで出して収束作業を行った清掃作業員の平均実効線量の値と同じです。避難計画策定の基本的目標となる事前対策目安線量として、乳幼児、妊産婦も含む一般公衆にこんな高い線量を当てはめることが本当に正しいのでしょうか。

住民の命と健康を守るために、米子市議会の責任において放射線防護のあり方を国に問いただしていただきたいと思います。意見書提出をどうかよろしく願いいたします。説明を聞いていただきありがとうございます。ありがとうございました。

**○稲田委員長** 参考人による説明は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。質疑はございますでしょうか。なしですね。ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光委員、又野議員に説明を求めます。

初めに、土光委員。

**○土光賛同議員** では、賛同理由述べます。

これは要は避難計画で、何度も言いますけど、今の避難計画はある程度の被曝を前提とする、それをできるだけ低減しようという、そういう内容の避難計画です。どのくらい被曝をしていいかというので、今回、出されているように原子力規制庁が100ミリシーベルトを目安というふうな考え方を出しています。これは先ほど陳述人が言ったように、これはとんでもない、一般の人にとってみればとんでもない高い値ということで、ぜひこの考え方に関しては、きちっと市議会から声を上げるべきというふうに思いますので、この陳情に賛同します。

**○稲田委員長** 次に、又野議員。

**○又野議員** 私からも賛同理由を述べさせていただきます。

説明資料のほうでも、たくさんの低線量でも放射能の影響があるという論文紹介されています。ほかにも欧州放射線リスク委員会とか全米科学アカデミーでも、放射線被曝に安全値はないというような指摘があったりとか、国際放射線防護委員会も、生命防御機能は低線量においてさえ完全には効果的ではないようなので、線量反応関係に閾値を生じることにはありそうにないというような見解を述べています。

また、先ほどと重なるんですけども、国際的な基準として実効線量は20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲で設定しなければならないとあり、原子力規制委員会でも20ミリシーベルトとすることが妥当であるという意見を出された委員もおられるぐらいです。なぜ100ミリシーベルトというふうになったのか、これは高い値ではないかと私も考えます。放射能事故による緊急時には、ある程度、目安線量を設定する必要があるかとも思いますけれども、以上、述べた理由により、より低い値に設定するように再検討していただきたいと考えますので、賛同いたします。以上です。

**○稲田委員長** 賛同議員の説明終わりました。

これより質疑に入ります。

まずは、賛同議員に対する質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

ほか質疑はございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 当局のほうにお伺いしますけれど、この20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲っていうのが、国際的なIAEAなどが安全要件っていうふうに言っている範囲なんですけど、その中では一番高い100ミリシーベルト、100ミリシーベルトを超えれば確定的な影響が出るっていうふうな、高いやっぱり線量だと思いますが、なぜ100ミリになってるんでしょうか。低いほうの20ミリシーベルトっていうのは、なぜ選ばれなかったのか、そのあたりはわかりますでしょうか。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 国のほうで示しております文書の中には、100ミリシーベルト未満での健康影響は科学的に確かめることができないほど小さいなどと、そういった記載があります。これに関しましては、チェルノブイリ、広島、長崎、そういったところの被曝者の追跡調査等に基づいて国際的に示されている考え方かとは思いますが、こういったところも踏まえながら国のほうで判断された基準であると考えております。

**○稲田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 福島原発事故のときには、避難されるときに線量というのが大体10ミリ

シーベルトから20ミリシーベルトの間ぐらいで避難をされたというふうに聞きました。なぜ、その辺の数字が取り入れられなかったのか、もう一度お伺いします。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** ちょっと繰り返しにはなりますけども、そのような100ミリシーベルト未満での影響が科学的に確かめられていないといった、そういったところを踏まえ、決められたところであると思います。

○**稲田委員長** よろしいですか。ほかございますか。

土光委員。

○**土光委員** この原子力規制庁の線量の目安について、陳情の資料2であります。これ日付が平成30年10月17日、だから一昨年10月17日で、この文書というか国の考え方というか規制庁の考え方、これは例えば米子市とか県を通しても含めて、こういった考え方というのは、お知らせ、通知とっていいのか、そういうのはあったのですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** この100ミリシーベルトという目安が、何か国なり県なりのほうから市に対して報告があったのかどうかということによろしいでしょうか。そういったことは、直接的には受けてはおりません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 直接的には受けてないということ、じゃあ、原子力規制庁のこのような考え方は、米子市としてはいつ知ったのですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 私のほうが知ったきっかけでございますけども、この目安、平成30年10月17日に示された後、何かと県であったりとか国のほうと、いろいろと協議をしたりお話をしたりとか、そういったことがありますので、その中でこういった文書が出ているよということは、個人的にといいますか、職務の中でお知らせいただいたところではあります。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この考え方というのは、避難計画を立てるとき、避難計画に際してこういった被曝の線量の目安という、そういう避難計画に関する国の考え方です。実際、県とか米子市、要は避難計画を立てる当事者ですよ、避難計画を立てる立場として、この目安があるということで何か影響というのは、その避難計画を立てるに際して何か影響というのはあったのですか、あるのですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 現状で県のほうの防災計画であったりとか、市のほうの防災計画、そういったところにこの100ミリという目安が改めて示されたことに関しての影響があったということは、ちょっと確認してはいないところではあるんですけども、この100ミリシーベルトまで、科学的にその健康的な影響が確認されていないというのは以前からあった考えかと思っておりますので、そういった案にこういった数値を参考にしながら、もともと立てられた計画であるということはあるのではないかと考えます。

○**稲田委員長** よろしいですか。ほかございますか。ないですね。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて御意見をお一人ずつお願いいたします。

初めに、中田委員。

**○中田委員** 私は、結論的には不採択です。

理由としては、やっぱりここで、要は100ミリシーベルトというのがというところの比較が放射線業務従事者のところの数値と比較してあるということが、やっぱり私はいくつかの避難のときのこういう事態が起きているときと比較するには、比較の対象とする数値として適切ではないと私は考えています。

それで、実際100ミリシーベルトも先ほども陳情者のほうから出ましたけど、これ確率論的な数値で、統計上というか、確率論としてその100ミリシーベルトを超えてるところから、がんの発生する確率が、曲線で見ると、グラフで見ると高くなっているというところのそれ以下のところは、あんまり差がない。むしろ、そのほかの発がん理由とどっちかわからないほど、消えてしまうほどよくわからないというようなものも出ておりますけれども、そういったところの数字の、要は国際的にもその設定された100ミリシーベルトというのが、ICRPなんかの見解に基づいて出ている数字だと私は解釈しております。

そういったことになってくると、ここの緊急事態のようなときのその数値というのが、そういった平常時の数値とやっぱり比較はできないだろうということで、この範囲内であれば、こういう事態のときの目安線量、あくまでも目安線量として妥当なところで考えるのは、その国際標準に基づいた考え方で私は妥当な線ではないか。ただし、実際の運用する例えば避難の基準だとか、あるいは一時移転の基準だとかっていう実際の運用基準は、この100ミリシーベルトまでを許容しているというものではなかったと認識しておりますので、実際の避難基準というのは50ミリシーベルトだったり、一時移転のときは20ミリシーベルトだったりとかっていう。ただし、それはなぜそういうふう設定しているかっていうと、メリットもあれば、先ほどのちょっと陳情と似てはいますけれども、やっぱりそのメリットとデメリットが私はその避難に関してはあると思っております。デメリットとして考えられるのは、いろんな避難することによって発生するさまざまな課題、問題、そういったことやそこから発生する精神的な問題等も考慮した上で、実行可能なものとして実際の避難とかの基準ってでき上がっていくと思っておりますので、あくまでも閾値がない中で可能な範囲というか、起用される国際標準に基づいた100ミリシーベルトというのであって、運用の基準はもっと低いとここで設定されていると思っておりますので、この陳情のことには賛同できないということです。

**○稲田委員長** 次に、戸田委員。

**○戸田委員** 今のこの陳情がありますときに、先般この委員会で中国電力のほうに視察をした経緯がございます。その中で中国電力から冊子をいただいて説明いただいたんですが、その中で放射線と人体への影響というのが記述がありました。そうした中で、やはり今の発電所などで働く作業員に対しては50ミリシーベルト、今のCT等を撮った場合には2.4から12.9というような内容で説明がありました。そうした中で、やはり先ほどから中田委員さんもおっしゃるように、100ミリシーベルトってやっぱり国際基準である、そういうふうなことから考えれば、その発がん性に対する被曝の機会をやっぱり少なくせねばならない。

確定的影響というのがここに書いてあるんですけど、がん、白血病などというような記

述があって、やはり受けた放射線量が100ミリシーベルトより低い場合は、放射線による確率的影響は認められておらないというような内容でございました。

それらの記述等を私は今の参考としていろいろと思料しましたがけれども、やはり先ほどから話ししておりますように、100ミリシーベルトは目安基準の国際基準を引用しとるということで私は理解しておりますので、陳情に対しては採択しないということで主張したいと思います。

**○稲田委員長** 次に、尾沢委員。

**○尾沢委員** 私は本陳情、採択をしないということで、理由といたしましては、放射線量についての専門誌というのは、非常に厳しい専門誌もあれば、そうではない、そんなに人体には影響はないということでですね、それぞれの専門誌の中においても、見方というのがやはり相当違うんですね。その中で我々何を基準に考えていくかっていうことになると、一つは国際基準ということにもなるだろうというふうに思っています。

その部分が、現在推奨されている数字というのがこの数字であり、かつ事故発生したときに、事前対応の目安の線量ということをここで云々言ってみてもどうしようもないのではないかというふうに私自身は考えておりますので、今回の陳情については採択しないということをお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択でお願いいたします。

今、中田委員、戸田委員、尾沢委員とおっしゃいましたが、私もこれを機に、今回の先ほどの陳情、この陳情、そして先日の民生教育委員会のときの陳情と、あわせて改めていろいろと勉強し直させていただいたんですが、現状、国際基準と照らし合わせて見させていただきましても、この100ミリシーベルト以下というところが基準になっておるところでございまして、こちら妥当だと考えておりますので、不採択でお願いいたします。

**○稲田委員長** 次に、石橋委員。

**○石橋委員** 私は、やはりこの基準は100ミリシーベルトというふうにしたというのは、とても高いと、大き過ぎるというふうに思っています。もっと低くというこの陳情に賛成ですけれども、なかなか難しいところがありまして、先ほど当局のほうのお話を聞かしても、この100ミリシーベルトというふうに、その事前対策目安線量というのが決まった経過とかその理由については、はっきりとした説明は受けておられないですね。私たちもそうですし、線量の問題についてもなかなか難しいところがありますので、ぜひ継続してこの委員会で検討していくということにしたらどうかというふうに思います。

**○稲田委員長** 継続審査を望まれるという意味でしょうか。

**○石橋委員** はい、継続審査。

**○稲田委員長** 次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 不採択でお願いいたします。

このたびの、この陳情を勉強させていただくときに、今回のいただいた資料は第5回の原子力規制委員会の提出された資料を今回の陳情の添付資料としていただいたんですが、第3回、第4回とずっと過去のを振り返って追っかけてみたんですが、この目安を定めるということが合理的であると考えられる事故がどういうものかというところ、そして事前対策の策定において参照とすべき線量の目安というのはどういうものか

というところを何回かにわたって規制委員会のほうで検討されて示された一つの形が、IAEAが示したところの1週間で100ミリシーベルトの被曝量を超えない、その対策をというところで示した中で、では運用においてはどうかということところが、先ほど来、皆さんがおっしゃっているような、1週間の50ミリシーベルトとか年間の20ミリシーベルトというような一般公衆の被曝線量という行動をとるということに今なっているというふうに私は理解をしております。

そして、さらにこの規制委員会については、今回の100ミリシーベルトの考え方についても、今後さまざまな検討の上で変更もあり得るというような表示もありますので、今のところ、これを可能な限り低い値に設定するべきという今回の陳情につきましては、資料の2ページ目の3の、ぼちの3個目のところにもありますけれども、極端な避難行動、防護対策そのものの弊害を拡大する可能性があるというふうにも書かれておりますので、不採択をお願いいたします。

**○稲田委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** 私も、先ほどから国際基準という話もありますけども、私はその100ミリシーベルトというのがですね、危ないところ、基準なんではないかなという、思っております。

原子力規制庁が、資料1の4ページですけども、2において、100ミリシーベルトよりも高い線量では、重篤でないものも含めて確定的影響を生ずる可能性があるという、がんのリスクも高くなるという。この100ミリシーベルトは基点となるという考えなんですけども、こんな危ないぎりぎりの数値を判断にして動いていっていいのかなと思っております。

そういった面については、私は規制庁の考え方等も含めて勉強すべきでないかなと思っております。松江にもありますので、来てもらってもいいんじゃないかなと思っておるぐらいであります。という考えで、この陳情については継続したいと思っております。

**○稲田委員長** 継続ですか。

**○国頭委員** はい。

**○稲田委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 委員長、私も継続を主張します。

理由は、これ100ミリシーベルトそのものは、私は印象としては非常に高い数字だと思うけど、この目安というのは、避難計画を立てるに当たってこの数字を目安に、そういった考え方を規制庁が示しているのですけど、これがこの目安と実際に避難計画を立てるときにどういうふうに関連があるか。

それから、そもそも規制庁はなぜ避難計画を策定に関してこういった目安を出すのか、いま一步この文章を見ても私わからないんです。だから、この陳情の是非を考えるときに、一度、規制庁から、この目安線量を出したことに関して直接考え方、不明点を聞いて、それから、この陳情を採択か不採択かを決めたほうがいいというふうに思うので、つまり継続の理由は、規制庁に直接、参考人か何かで来ていただいて、この目安についてどういう考え方か、どういう内容か、避難計画とどういう関係がするということふうに規制庁が思っているのか、つまり何のためにこれをつくったのか、その辺のことを聞いてからこの陳情の是非を最終的に決めたらいいのではないかなと思うので、継続を主張します。

○**稲田委員長** 以上で討論を終結いたします。

確認しながら申し上げます。3名の委員の方から継続審査を求める声がありましたので、初めに、継続審査するかしないかについてお諮りいたします。

継続審査と決した場合は継続と。そうでない結果、すなわちそれが否決された場合には、その直後、採決を行いますので、よろしくお願いたします。

では、これより継続審査についてお諮りいたします。本件について継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。

それでは、改めて採決を行います。

陳情第62号、原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」はより低い値を設定するように国への意見書提出を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第62号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました意見を正副委員長において集約し、各委員に御確認いただきたいと思ひます。そちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議なしでございました。そのようにさせていただきます。

では、どうぞ御退席、御移動ください。

委員の皆さん、しばらくお待ちください。

次に、執行部から1件の報告を受けます。

米子市原子力防災訓練について、当局の説明を求めます。

藤谷危機管理室長。

○**藤谷防災安全課危機管理室長** 昨年11月に実施いたしました米子市原子力防災訓練につきまして、報告をさせていただきます。

報告の資料は、米子市原子力防災訓練について（報告）と題します表裏の1枚物と、そのほか資料といたしまして、資料1から3がございます。

まず、1の原子力総合防災訓練についてでございますが、本年度の訓練は国の原子力総合防災訓練の一環として実施をいたしております。訓練の概要につきましては、資料の1を参考としてください。原子力総合防災訓練ですが、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、内閣府が主体となりまして実施する訓練でございまして、国、地方公共団体、原子力事業者、関係機関の参加のもと、11月8日から10日までの3日間、各種の訓練を実施してございます。

次に、2の訓練想定ですが、今回の訓練は自然災害と原子力災害の複合災害を想定いたしまして、島根県東部を震源としますマグニチュード7クラスの地震が発生し、松江で震度6強、米子で震度5強を観測し、島根原子力発電所の送電線が被害を受けまして原子力発電所の外部電源が喪失、その後事態が進展し、放射性物質が放出され、米子市内の一部

に屋内退避、一時移転が必要となった想定で行っております。米子市におきまして行いました主要な訓練は、初動対応訓練、児童引き渡し訓練、住民避難訓練の3つでございます。

次に、3、初動対応訓練ですが、地震の発生によりまず原子力災害への初動対応につきまして、原子力防災システムなどの各種の通信機器を活用しました情報収集、テレビ会議等によりまず関係機関との情報共有、米子市原子力災害対策本部の運営を実施をいたしました。

訓練内容につきましては、資料の2の1ページ、2ページをごらんください。災害対策本部運営では、災害対策本部会議を開催いたしまして、中国電力からの状況説明や本部員からの報告、対応の協議など実際に近い形で実施をいたしました。各機関との情報伝達、情報共有におきましては、専門用語によりまず情報もございまして、理解や分析に時間を要する場面もございましたが、その都度、用語の意味を確認するなどして行っておりまして、今後も研修や訓練を通じまして、さらなる知識の習得に努めてまいります。

次に、4、児童引き渡し訓練でございます。施設敷地緊急事態該当事象の発生を受けまして、教育委員会から加茂小学校へ児童の引き渡しの指示を行いまして、保護者への引き渡しを実施をいたしました。

訓練内容は、資料2の3ページ、4ページをごらんください。訓練は、加茂小学校の児童約300名、保護者の方に参加をいただきまして実施をいたしました。今回の訓練では引き渡し要領の確認を行ったところでございますが、課題といたしまして、学校側に対して引き渡しの指示を伝達した以降の情報を伝達する体制の確立の必要性を上げております。事態の進展によりましては、引き渡しの中止や屋内退避などの対応も求められますことから、継続して情報を伝達できる体制の確立に努めてまいります。

続きまして、5、住民避難訓練についてでございますが、今年度は、加茂地区の住民の皆様、聴覚障がいのある方、外国人の方に御参加をいただきまして実施をいたしております。

訓練内容は、資料2の5ページ、6ページをごらんください。まず、広報訓練についてですが、防災行政無線、緊急速報メール、消防団によりまず巡回広報によりまして、住民への避難の広報を実施をいたしました。巡回広報では、外国人向けに中国語、韓国語によりまず広報を実施しております。一時集結所であります加茂小学校、加茂公民館に集合の後、安定ヨウ素剤の服用訓練を行いまして、また加茂小学校におきましては、中国電力から手配をいただきましたストレッチャー車を使用しての避難行動要支援者の搬送訓練を実施をいたしました。住民避難におきましては、バスやJRなどの手段を用いまして避難をし、避難退城時検査会場で避難退城時検査、除染体験を行っております。

課題といたしましては、電車利用時の避難におきまして、訓練におきましては一時集結所からバスで三本松口駅に移動しまして電車を利用しておりますが、電車を待つまでの間、何ら放射線物質を遮る建物がない駅におきまして、住民が電車を待つ状態となっております。訓練の都合上このような状態になりましたが、本来であれば電車が来るまでの間、駅の直近におきましてバスに乗車したまま電車を待つなどの放射性物質に注意した行動をとる必要がございまして、今後も適切な行動についての周知に努めてまいります。

また、外国人の方や聴覚障がい者の方への情報伝達につきまして、外国人の方につきましては簡易な案内表示を用いまして誘導を行いまして、聴覚障がい者の方には、要約筆記

の方に説明をしていただいております。外国人の方や障がい者のある方に情報を伝達するため、より効果的な方法を今後も検討をしております。

最後に、訓練参加者へのアンケート結果を資料3としてつけてございます。報告は以上でございます。

○**稲田委員長** 当局からの説明を終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

土光委員。

○**土光委員** まず、児童引き渡し訓練に関して、これ児童数が約300名ということでやられたという、これ時間どのくらいかかったんですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 時間につきましては、2時45分開始いたしまして、3時半ごろにはおおむね完了しております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 3時半に完了というのは、多分全員引き渡した。この開始の2時45分、この開始というのはどういう時点の開始なんですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 実際に保護者の方が迎えに来られるのが始まったのが、2時45分というところになります。その前の保護者への情報伝達等含めると、おおむね1時半ごろから開始をしているものでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、1時半ぐらいに保護者に連絡して、最初の保護者が来たのが2時45分からということ、そういう理解でいいですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 明確に2時45分に最初の保護者がいらっしゃったかどうかというのは、ちょっと把握してはいないんですけども、小学校のほうで準備の時間もあり、2時45分以降に迎えに来てくれということでお伝えをいただいているところでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** わかりました。

それから、今回、国との合同訓練で、安定ヨウ素剤の関連でお聞きします。これ、安定ヨウ素剤そのものは服用の指示は国がすることになっていきますよね。今回この訓練、国との総合訓練という、合同訓練ということで、例えば、この訓練の中に国が指示を出して、どういうルートで市というか、伝わった、そういった訓練も、この今回の訓練の中でそういった指示をするというか、どういうタイミングでどこがどういう指示を出して、どういう系統で伝わるかということも行われたのですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 確かに今回、国と連携した訓練ではございます。主に国との連携というところが、協力体制の実効性の確認とか、そういったところをメインでやっておりまして、今回の避難訓練に関して、特に国からの指示を受けて避難を開始するといったことであつたりとか、ちょっとそういったところまでの連携はしておりません。

よって、安定ヨウ素剤の服用について、国から指示が訓練においてあったということはないものでした。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** わかりました。

それから、資料2に関して、先ほど説明でも言及があったところです。資料2のページでいくと5ページ、要はJRで避難するときに、三本松口でもう10分ぐらいずっと外のプラットホームで待って乗るといふか、これ被曝するのは明らかで、だから非常にあのままではだめというか、今のお話では、じゃあどういふふうに改善していくかという、列車が来るまでバスで待機、来たらバスからおりてすぐ乗る、そういうふうにするというか、改善するという説明がありました。そう理解していいですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 実際の災害の際に電車を使うということになった場合は、やはり先ほど申しましたような、例えばバスの中で電車が来るまで待機するというものであったりとか、そういったことが有効になってくるかと思っております。

ですが、やはりどうしても訓練ということで制約がございます。今回の訓練におきましても、三本松口駅前の住宅街の中にバスをとめておりにいただいたところがございます。その住宅街の道路といいますのも、一応バスの隣、とまっているバスの隣を車が通過できるような幅はあるような状態ではありましたが、やはりずっとそういったところにバスをとめておくということも、なかなか日常生活が行われている中で難しいところもございまして、必ずしもそういった訓練の中で、バスの中で待機することができないところもあるかと思っております。そういった、どうしてもバスの中で待機ができないような状況であるのであれば、バスの中で、例えば今おりてもらっただけでも、実際の災害の際は放射性物質が放出されている状態ですので、バスで待っていただいたりとかそういうことが必要ですということをお伝えするような形で、検討していく必要があるかと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 訓練のときは、いろいろ状況があつて工夫はすればいいと思っております。本番のときは実際の避難、本番のときは、もしJRで避難する場合は、列車が来るまでバスで待機して、来たら速やかに列車に乗る、そういったことをするということになりますか、本番のときは。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** どういったやり方が最善なのか、これからも検討していく必要があると思っておりますし、また駅によっても、その周辺の道路がどれぐらいの交通量があるのか、駅舎の様子がどうなのか、そういったところ、いろいろ状況も違うかと思っておりますので、そういったところも踏まえまして個々に今後も検討していく必要があると思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 実は私もそう思います。JRで避難する、いろんな避難の方法を試してみるというか、使える方法は使えばいいと思っております。ただ今回、実際見てて、JRで避難するというのは、どうしても列車に乗るそういった待ち時間、ロスがあるので、なかなかそれ

を防ぐのは難しいかなという印象を持ちました。

ここの文章で、これは課題と対応で5ページのところで、電車の適切な利用方法を周知する必要がある、そういうレベルではないと思います。やはり本当に被曝せずに逃げる、場合によってはJRを使って電車を使って逃げるという方法そのものを検討、しないということも含めて、やっぱりそれはそういうところから考えないといけないかなという、そういう印象を私は持ちました。お伝えしておきます。

続いて、いいですか。

**○稲田委員長** どうぞ。

**○土光委員** それからこの住民避難訓練で、いろんな課題まとめてます。最終的に評価のことですけど、実はこれ、今回の住民避難計画は第三者の評価員というのが一部始終訓練を見て、いろんな視点からチェックして評価員が評価しているというふうに聞いているんですけど、そうですか。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** はい、委員のおっしゃるとおり外部評価を受けております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** これのある意味で第三者的な外部評価、この評価は非常に重要というか参考にするべきだと思います。これは、評価はまだまとまらないんですか。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 既にまとめておきまして、米子市の訓練に限定して言いますと、良好事例といたしまして、まず初動対応訓練、こちらにおきまして、訓練の中でファクスが誤送信されてくるという、特に訓練の想定とかそういったことではないのですが、誤送信されてくるということがありました。これにつきまして、職員複数人で分析、情報共有がなされて、結果、誤送信だと正しく判断されたこと。また、受信したファクスを訓練の中で送信元ごとに国とか県とか……。

**○稲田委員長** 内容はいいですか。

**○土光委員** まずは事実。

**○稲田委員長** 事実で、第三者があつて評価が下ったかどうかですね。

土光委員。

**○土光委員** 第三者が評価していると、その内容もまとめて報告書というか、まとめたものがある。これ資料提供お願いしたいんですけど。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** はい、資料提供をさせていただきます。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 続いて資料3に関して、これアンケートの集計結果、これを見てちょっと何点か確認とか質問したいことがあります。

資料3のアンケート結果の、まず下の1ページで、これ今回、回答数が85件で、要は、この年齢構成、60代、70代、50代含めると、八、九割ぐらいかな、つまり非常に高齢の方しか参加をしていただけなかった。これ、日曜日にやってますよね。やはり実際は、実際の年齢構成とはかなり違いますから、本番でちゃんとやれるかどうかということ

に関して、この年齢構成の訓練ではなかなか本当の課題は見えてこないというか、別の言い方すると訓練そのもので、もうちょっと若い方、子ども連れの方、感想の中にも、子連れで避難している方は見られなかったとかありました。そういうところは、何とか参加をしていただけるように工夫する必要があると思うのですけどいかがですか。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 確かに委員御指摘のとおり、非常に御高齢の方が多い結果と、参加者として多い結果となっております。そういったところではあるんですけども、やはり若い人というのは、訓練を受けなくても自分でと言うとちょっとあれかもしれないですけども、やはり特に配慮が必要な方、どうしても災害時、高齢者ということになってくるのではないかと思います。

また、今回ちょっと自家用車の避難とかは行っておりませんで、公民館、小学校からバスを出して避難をしていただいたという訓練であります。どうしても自家用車を使わずにバスを使って避難するという方は高齢の方が多いのではないかと考えておりますので、そういった意味ではこういった高齢の方が多いということに関して、よりバスを使う蓋然性の高い方に参加していただけたということも、一つの考え方としてはあるのではないかと考えております。いずれにしましても、やはり若い方にももっと御参加していただく必要はあると考えておりますので、来年度以降、引き続き、若い方に参加していただけるような仕掛けをしていく必要があると考えております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 高齢の方がバスで避難するという人が多いので、それなりの意味はあるというか、それは一理あると思いました。

ただ、2ページを見ると、それに関連することです。2ページの問い4、つまり年齢構成は8割方、9割方50代以上の方が回答しています。避難指示が出たらどうやって逃げますかという質問です。これ見ると、バスで逃げる人は23%しかいないんですね。こういう年齢構成の方も、実際は7割以上は自家用車で逃げるというふうな結果が出ている。この辺をやっぱりきちっと受けとめなければならぬと思います。

特にこれ見て私思ったのは、自家用車で逃げる人で、緑の部分、避難先は避難所以外で逃げるという方が5分の1か、いるということ。この人たちのことを考えると、要は避難所には逃げないわけですね。だから当然、避難退域時検査会場なんか寄らないというふうに私には思います。要は知人とかいろんなつてを頼って逃げるわけですから、当然直接そこに行くというふうに考えるのが普通だと思います。そうすると、そういう避難をする人は、まず避難退域時検査会場の役割は、車とか当人が被曝を、汚染されているかどうか、それをチェックする役割がありますけど、この21%の方はそういうところはなしで直接逃げるというふうな事態を想定しないといけないと思います。それから、もちろんこの人たちは、安定ヨウ素剤は配布される場所は全くない人たちになると思います。

だからこういった事態が本番ではあり得ると思いますので、それをもとに避難計画をきちっと実効性があるように考えないといけないかなと、これを見て私は思ったのですけどいかがでしょうか。

**○稲田委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 委員御指摘のとおり、避難所以外のところへ行かれる方っていうのは、

御自分の御親戚とか知り合いのところとか行かれるというのは、想定として当然考えておかなきゃいけないことだと思います。それに対して、そのスクリーニングのためとか、それから安定ヨウ素剤を例えば緊急配布でも受け取れなくて、避難の過程の中で受け取るべき人に対して、それを受け取ってもらえるようにするためには、やっぱりその避難経路なんかの周知もそれなんですけど、基本的に今後引き続きこの広域住民避難計画全体の考え方の啓発をより徹底してやる、それに尽きるのかなというふうに考えております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 最後、一つにします。同じページで問い6、今回の訓練で事故発生時にどう行動すべきかわかりましたかで、これはもうほぼ全員がわかったと答えています。だからそれはそういう意味では成果があるというふうに見れるのですが、ただよく考えてみると、この人たちは、今回の避難訓練で一時集結所に来てバスで避難する、そういう体験をした人たちですよ。でもそのうちの7割の人は、そういう逃げ方をしない人ですよ。それが問い4です。自家用車で逃げるんだから。だから事故発生時にどう行動すべきかわかった、多分、一時集結所に来ているいろいろ説明受けて、安定ヨウ素剤もらって避難、そういった手順はわかったという意味でイエスと答えたのがほとんどだと思うけど、でも実際は自家用車で逃げるやり方は、この人たちはわかってないと思います。だから、このわかったというのは、ある意味で、訓練してそれなりに体験していただいたということで評価はできますけど、ただ、やっぱりこの人たちの7割は、こういう逃げ方をしない人たちであるというのはやはり課題かな、課題というか、そういうふうに見るべきではないかと私は思いました。いかがでしょうか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課危機管理室係長** 確かに委員の御指摘のとおり、このわかった99%の方がどういった真意でちょっと回答されたのかわかりかねるところはあるんですけども、やはり今回バスでの避難しかやっていないというところで、もしかすると、そういった勘違いをされているという方もいらっしゃるのかもしれないとは考えております。

ですが、決してこの訓練、その一日だけをもって今回完結したというわけではございませんで、原子力防災訓練実施いたします前に、加茂地区におきまして訓練の説明、それと原子力防災に関する説明、教育、そういった場を2回ほど設けておまして、その中で、訓練ではバスを使うんだけど、実際の災害の際には自家用車で避難とかがむしろメインになってくるといったようなことも説明をしております。

また、今回、確かに移動手段としましてはバスを使って避難していただいたんですけども、この公民館に行くまでの間、例えばかっぱをかぶっていただいたりだとか、そういうこと、ハンドブック等を見て認識はしていても、実際に本当にかっぱを着て避難をするのかどうかとか、そういった疑念を持たれていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかと思っております。例えばそういった方に本当にこういった体験をしていただくことで、放射性物質の防護のやり方とかそういったことを理解していただけたという意味では、やはりこの実働訓練ということで一定の効果はあるものと考えております。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** なしですね。ではこの報告については以上で終わります。

最後、その他です。委員から何かございますでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** ちょっと2点お伺いしたいのですが、一つは、最近の出来事で中国電力がいわゆる放射性廃棄物の場所、何んかサイドバンカの建物というふうに新聞では書かれています。これを巡視を怠って、それだけでなく、やってないのに巡視をしたというその報告をしたということで問題になってます。これ、このことに関して米子市は、何らかの対応、対応というのは例えば現地確認に行くとか、逆に中国電力から何か報告があったとか、その辺の経緯、その辺のことを説明いただきたいです。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** サイドバンカの問題です。これは先般、石橋議員にも御質問をいただいて、若干の答弁で御報告はしたところなんですけど、我々がこれを知ったのは2月の18日でした。その翌日が、実は中国電力さんがこの事案についてマスコミに公表されるという話も含めて伺いました。それは、鳥取県も境港市も含め2県6市がそれぞれ報告を受けていらっしゃるんだと思っております。

そのときに、担当者レベルでそういった事案についてのあるべき姿についてと是正については中国電力側に申し入れはしてるんですけど、翌日19日に鳥取県が代表されて、島根原子力発電所の副本部長に当たられます中国電力鳥取支社長さんに鳥取県庁に来ていただいて、それで危機管理局長のほうが、口頭ですけども申し入れをされました。その後に中国電力さんが事実関係をマスコミに報告されて、その後知事が、大変猛省を促したいとか、それから早急な原因究明、それからその対策をとというようなことについてコメントされていると。知事のコメントに関しては、その前の鳥取支社長に対する危機管理局長からの申し入れについても同様の内容でございまして、鳥取県は、我々米子市、境港市といたしましても、中国電力からの今後の原因究明の事実関係の報告、あるいはその後の対策をどうするかについていうことを待っていると、現時点ではそういう状況でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いわゆる現地確認というのは、これあった、やったんですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** これは鳥取県のほうに確認をいたしました。中国電力さんとの協議で、今後具体の場所の確認等するのか、どのような形で行うべきなのかについていうようなことは協議中であるということは聞いております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは委員長にというか、要請、お願いなのですが、これ今、中国電力はまだいろいろ原因を調査中で、それがわかったらどう対応するか、今そういったことをやってる最中ということを知っています。だから、ある程度原因がはっきりして再発防止策がはっきりした、そういう適当な段階で議会としても中国電力に何らかの説明を求めてもいいのではないかと思いますので、一応また検討課題ということをお願いしたいと思います。

○**稲田委員長** はい。検討はいたします。

○**土光委員** 続いて。

○**稲田委員長** 2つありましたね。後段のほうお願いします。

○**土光委員** もう一つは、安定ヨウ素剤の事前配布に関してです。これ一昨年から2年間やっています。来年度この安定ヨウ素剤の事前配布、多分やるのだらうと思っています。どのような形でやるのか、そういった報告というか、これはいつの段階で説明とか報告をしていただけますか。

○**稲田委員長** 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** 来年度、県のほうと協議をいたしまして、例年は6月前後だと思えますが、報告させていただいておりますが、スケジュール的にはそういったところを今のところは予定しているところでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 例年、説明会方式、日時を決めて希望として説明して配る、基本的に同じやり方を来年度もやろうというふうに、今考えているのですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 先ほど御質問もありました鳥取県知事のほうが、県議会での答弁で、一定のやり方について米子市とも境港市とも協議するっていうお考えっていう話は聞いておりますんで、その部分のことをあわせましたスケジュール感、その辺がどういうふうに令和2年度分の配布の方法にどのように影響してくるのかっていうのは、本日現在ではちょっとわかりかねるところがございまして、先ほどの担当課長のほうが答えましたのは、今年度もやりましたけども、3日間、3カ所でやりましたその内容についてのスケジュール感は同様ではないのかなという。そのほかのやり方について鳥取県からこれから協議がある、そういったふうに承知しております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 鳥取県とはこれから協議なんですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** はい。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これ、石橋議員もちょっと取り上げましたけど、今回の県議会でやりとりで知事の発言は割と具体的に、もともとは小泉大臣の発言が契機ですけど、それをもとに知事はこう発言しているんですね。単に今までの説明会方式ではなくて、つまり、日時決めても行けない人もいると、だから知事はもう具体的に、例えば保健所に週2回ぐらい時間決め、毎週とか、このときなら来れば配布できますよ、そういう体制を整えるというふうな言い方、具体的にされてます。もうちょっと正確に知事の発言言うと、こうやってある単なる説明会でなくて、いつでも配布できる、渡すようなことを、知事はこう言ってます。市町村とも話し合いをしてきたんですがと言ってるんです。市町村の市は米子市当然入っていると思います。知事は、両市は、両市というのは多分境港と米子市だと思いますけど、は、よう配らん、そんなことはちょっと市としてはできないというふうに言ったので、県が保健所でそういった定期的に配るという体制をとらせていただきたいというふうに、そういうふうに知事は答弁しているんですけど、だから協議はそれなりにしたのじゃないんですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 鳥取県知事さんのほうが県議会で今例示された保健所なんかの方法、

そういったものについて具体的に答弁のとおり、いつから、保健所ですから鳥取県の担当でございますから、そういったものについて米子市あるいは境港市とのかかわりも含めて、どのようにするかというような協議っていうのはこれからです。土光委員言われました、米子市や境港市が今やってるものをどのように何かしら見直すっていうようなことは、今までもいろんな、毎年、来年どうしますかっていうことは担当者レベルでは日ごろやりますので、そういった意味で知事は言われたんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、知事がせっかくそういう姿勢を示しているので、来年度からそういう体制をとらせていただきたいみたいな、そういった発言を議会でしてるので、当然、それやるときには米子市民とか境港市民が対象で、米子市、境港、共同でやると思います。だから来年の安定ヨウ素剤の事前配布、これまでどおりのこともやればいいと思います。それから、知事が、県がそういう姿勢だから、プラスでそういったこともできることをやればいいと思います。だからぜひその辺の協議の過程とか結果とかというのは随時報告をしていただきたいと思います。

**○稲田委員長** よろしいですか。ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午後 3 時 3 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清